



市独自の一時支援金

令和3年4月上旬～受付開始予定

県が今年発出した時短営業要請の間接的な影響や、国の緊急事態宣言発令地域との不要不急の往来自粛等の影響を受け、売上や客足が落ち込んでいる事業者に影響緩和のための一時支援金を市が給付します。

※申請受付期間や支援金の額等、詳細は随時公表します。

○給付対象 ※原則、市内で令和2年3月までに開業している事業者

(1) 県の飲食店時短営業要請の対象となる飲食店等との直接取引がある事業者

(例：食飲料製造・食肉加工・酒造・農業者・漁業者。卸・問屋・酒販・おしぼり・店舗消耗品等)

(2) 県の飲食店時短営業要請の対象外であった飲食営業

(例：コロナ以前から営業時間が午前5時～午後8時の時間帯の飲食店やテイクアウト専門店)

(3) 観光客激減・外出自粛の直接影響を受けた事業者

(例：旅客運送事業者(タクシー、観光バス、運転代行等)、宿泊事業者(ホテル、旅館等)、観光・遊興関連施設(グラスボート・スポーツ施設等)、小売店(土産物店、雑貨店、アパレル等)、旅行代理店、レンタカー、フェリー会社、理容店、美容店、クリーニング店、マッサージ店、ガソリンスタンド) ※常時従業員がいる店舗等において対面で主に個人消費者向けに商品・サービスの提供を行う事業者

(4) 上記(3)の宿泊施設や小売店、観光お土産店等と直接取引がある事業者

(例：食飲料製造・食肉加工・酒造・農業者・漁業者等。卸・問屋・酒販・おしぼり店舗消耗品等、業務委託契約している接客サービス、イベント出演者等)

(5) コロナ禍で業況悪化している指定業種：建設業、不動産業等

◆上記の(1)～(4)のいずれかに該当していて、令和3年1月、2月又は3月の任意に選択した月の売上が前年同月比又は前々年同月比で、5%以上減少した事業者

◆上記の(5)に該当していて、市内で1年以上継続して拠点を構え、令和2年の売上が前年比で、20%以上減少した事業者

注1：店舗単位ではなく、事業者単位の給付となります。

注2：沖縄県の飲食店時短営業要請の対象となる事業者は、協力金申請の有無に関わらず対象外です。

注3：中小企業基本法が定義する中小企業、小規模企業又は小規模事業者、個人事業主が対象となります。

ホームページ等で随時最新情報を公開します→



○必要書類 ※申請書は4月上旬に配布予定です。下記の書類のご準備をお願いします。

【共通】

- 令和2年分確定申告書等の写し等(申告期間4/15まで) ※市民税・県民税の申告書の写し
- 振込口座の通帳の写し
- 通帳名義人が確認できる書類(写し) ・発行日より3ヶ月以内の登記簿謄本(現在事項証明書)
- 市内での営業実態が確認できる書類等
 - ・各営業許可証の写し ・店舗外観、内観の写真 ・店舗等の賃料の支払い実績を証明する書類の写し

【個別書類】(一例)

- <飲食店>
 - ・通常の営業時間が午前5時から午後8時までの範囲内であることがわかる書類の写し
- <飲食店、宿泊施設等と取引をしている事業者>
 - ・取引している飲食店、宿泊施設の情報及び令和2年4月から令和3年1月7日までににおける継続した取引を示す書類(取引内容が分かる商品やサービスの写真、伝票や通帳等)
- <タクシー、バス>
 - ・道路運送法に基づく許可等の写し及び保有する車両の番号及びその自動車登録番号記載一覧
- <マリンレジャー>
 - ・沖縄県公安委員会へ届出した海域レジャー届出の写し及び船舶検査証の写し
- <宿泊施設>
 - ・部屋数が確認できる平図面等の写し